放射性廃棄物問題の新局面と反原発運動

～～　混迷か、思考の転換点か

　　　　　　　　 　 　　　　　　　　小野一 (工学院大学)

On September 27, 2023, Tsushima-Mayor announced that Tsushima-city will not apply for the “literature investigation” of the nuclear waste final repository. The Japanese Scientists’ Association (JSA) published an urgent statement to support Mayor’s fine decision based on Tsushima residents’ persistent protest actions. However, I was not in favor of JSA’s other statement which opposed the ocean release of ALPS-disposed radioactive contaminated water from the Fukushima-Daiichi NPP because I do not like such a statement without saying where storage tanks should be located. Concerning the issue of nuclear waste, we have no option against final repositories in any regions. The idea of long-term interim storage cannot be an alternative which avoids conflicts between the potential sites. It is a problem of lack of awareness in our society how to achieve “burden-distributive fairness” related to negative legacies of nuclear energy policy. Anti-NPP movements are not exceptional. That was a lesson from the ocean release issue as we were reluctant to admit urban consumers were also parties concerned. Nuclear waste management requires a new way of thinking. I wonder if anti-NPP movement has an ability of self-reformation.

はじめに

ニュース速報が列島を駆け巡った。2023年9月27日正午前のこと。長崎県対馬市の比田勝尚喜市長は、同市が放射性廃棄物最終処分場「文献調査」に応募しない意向を、市議会に表明した。岸田政権の下で原発回帰が推し進められる中、反原発運動に携わる人には久しぶりの朗報である。重圧の中で難しい決断を迫られた市長の心労は、さぞや大きかっただろう。

原発の使用済み核燃料、すなわち高レベル放射性廃棄物(1)は、直接処分か再処理を行うのかにより違いはあるが、数万年単位で環境から隔離して保管されねばならない。海洋や宇宙空間への投棄が否定された今、消去法的に残ったのが、安定した岩盤の地下深くに最終処分場を作る方法（地層処分）である。地震列島の日本で、放射性物質漏出のリスクを伴うそのような施設を、誰が望むだろうか。2000年の「特定放射性廃棄物の処分に関する法律」に基づき設立された原子力発電環境整備機構（NUMO）が候補地を公募するが、2020年に北海道寿都町と神恵内村が文献調査に手を挙げるまで、正式に応募した自治体はなかった。文献調査とは、最終処分場候補地選定プロセスの第一段階で、調査を行えば関係自治体に最大20億円が電源立地地域対策交付金から支払われる。

　もし対馬市が応募していれば、3例目の文献調査となるはずだった。対馬は九州と朝鮮半島の間に位置する「国境の島」で、2004年に6町が合併し対馬市となった。2023年7月31日現在の人口は28,071人で、2005年（市制施行の翌年）8月末の39,949人と比べても人口減少が著しい。2021年度の対馬市の財政力指数(2)は0.19で、長崎県内21市町のうち20位である(3)。人口流出と財政難に悩む自治体にとり、多額の交付金の誘惑は小さくない。

　今回の件の直接の発端は、2023年春頃から文献調査応募を求める地元商工会などの動きが表面化したことである。それに触発されるかたちで反対運動も活性化した。6月5日、文献調査賛成派と反対派が対馬市議会に、それぞれ請願書を提出した。請願書は、地方自治法の規定に則り、請願審査特別委員会で審議される。数回の参考人招致等を経て、8月16日には最終の特別委員会が開かれた。採決の結果、文献調査派の請願が9対7の賛成多数で可決された。これを受けた9月12日の定例市議会も、10対8の賛成多数であった。議会で賛否が拮抗し、最終判断を委ねられた市長は、市民の合意形成が不十分として文献調査に応じないとした。

1.ふたつの声明

　こうした中で、日本科学者会議は、長崎支部と原子力問題研究委員会（原問研）が共同で「放射性廃棄物最終処分場「文献調査」に応募しないという対馬市長の決断を支持する」という緊急声明を10月2日付けで出した（文末資料参照）。市長の良識ある判断は対馬の人たちの粘り強い反対運動に支えられてのものであり、こうした地方自治の実践を尊重するよう国に強く求めていく必要があった。

　原問研が声明を出すのは、これがはじめてではない。8月9日にも「「ALPS処理水」海洋放出は許されない」という声明を出している(4)。重大事故から十数年を経て、燃料デブリがどれだけあるかもわからぬ福島第一原発。汚染水はとりあえず敷地内のタンクに貯蔵される。放射性物質をALPS処理により取り除くとしても、トリチウムは除去できない。海水で薄めて福島県沖の太平洋に放出する計画を、政府は2021年に承認済みである。トリチウムの半減期は12.3年。エネルギーは弱く、重金属汚染とは違い生物濃縮は起こりにくいとされているが、放射性物質であることに変わりはない。環境への影響は軽微だとしても、風評被害により漁業者等が経済的損失を被るのは確実である。第1回目の海洋放出は2023年8月24日から実施され、11月現在、第3回目が行われている。

声明案が原問研メンバーの間で回覧された時、私は「態度保留」を宣言した。すなわち声明を出すことに反対はしないが、賛成もしないと。個人的意見として、どこにタンクを作るのかに言及しない声明に実効性はないし、私の研究姿勢にも背馳すると伝達した。これは現問研メンバーの多数意見ではない。それにもかかわらず、なぜこのような立場をとったのか。

地下水や雨水の流入を止められない以上、汚染水は増え続ける。海洋放出を絶対に許さないのなら、例えば、東京都心のオリンピックスタジアム跡地にタンクを作るぐらいのことは言うべきである(福島原発は首都圏の電力需要を賄うために作ったのだから、事故の後始末を都市部が引き受けることには合理性がある)。そんなこと、世間のバッシングを恐れて誰も口にしない。対案提示もないまま、マスコミの論調が好意的な今だけ、海洋放出反対の大合唱の尻馬に乗る。こんな声明なら私には興味ない。

「タンクが満杯だから海洋放出というのは原発推進側の逃げ口上ですよ」、との声が聞こえてきそうである。国や電力会社の責任を厳しく追及すれば問題が解決するのなら、話は簡単だろう。だが現実はそれほど甘くない。たかだか数十年の原子力エネルギーの恩恵の代償として、現在および将来世代は「負の遺産」を抱え込んでしまった。直接責任のない者や反原発運動に携わってきた者も含め、この問題と向き合っていかねばならない。

２.どこにタンクを作るのか

　「巨大タンクを作れ」「しかも電力会社の費用で」「責任の所在を海洋放出でうやむやにするな」。まっとうな批判である。だが、それに続いて出てくる問いは、「どこに」作るかである。

「核のゴミ」、すなわち放射性廃棄物（汚染水もその一種）といっても、その形態、発生原因、放射線レベルはさまざまである。考察対象を原発関連のものに限るとしても、運転に伴い発生する比較的低レベルのゴミ(作業員の衣服など)から使用済み核燃料（高レベル放射性廃棄物）まで、廃炉に伴う鉄やコンクリートなど構造物の残骸や、事故関連の汚染土・燃料デブリなどもある。それぞれに適した方法で安全に処理されねばならないが、そのためには「場所」が必要になる。そんな施設は、誰も、どの地域も引き受けたくない。国や電力会社の責任を厳しく問うたところで、彼らは誰にも迷惑をかけずに放射性廃棄物を処理できる土地など作り出せない（宇宙空間への投棄は技術的不確実性のためできないし、外国への輸出は倫理的にも国際法上も許されない）。

　理論的には未熟でも、海洋放出反対の声を上げる意味はあるのだろうか。答えは「然り」である。日本科学者会議には、科学者集団であるとともに、市民運動団体というもうひとつの顔がある。政府が通り一遍の説明で「理解」が得られたとして海洋放出を強行しようとする時、市民はそれぞれのやり方で抗議の意思表示をしなければならない。なぜなら沈黙は同意と見なされてしまうから。それでもなお、科学者会議の名にふさわしく、市民的抗議にとどまらない、将来展望を見据えた声明文を書くことはできないのだろうか。

　「「場所」をめぐる議論に乗せられてしまったら、原発推進側の思う壺ですよ」と言われるかもしれない。だが、場所 (汚染水タンクであれ核ゴミの貯蔵施設であれ)の問題を回避し抽象論レベルで政府の姿勢を批判するだけでは、政治的にナイーブであるばかりか、さらに悪い結果を招くだろう。政府は粛々と手続きを進める。その帰結として起こるのは、「不利益の公正分配」が達成されず最も立場の弱い者に負担がしわ寄せされ、それを多数派世論が容認するという不正義な状態である。

　原問研の主力メンバーは自然科学系の研究者である。専門知に基づく彼らの原子力行政批判は、疑いなく正しい。だが、理論的な非合理性を証明できれば政治の誤りは正される、というわけではない。世代的な感覚の違いもあるのだろうが、比較的若い人たちは、非合理だがそれが何十年も続いている現実を、いくらも見てきている。なぜそうなのかを問わない限り、現状を打破する展望は開けない。

　ALPS処理水海洋放出に反対する原問研声明案を見た私が最初に思ったのは、「計量分析のできるエコノミストがいない」ということである。風評被害は具体的にどの程度と算定されるのか、際限なくタンクを作り続けるコストと海洋放出による逸失利益の補償とを比較衡量し、どのような選択をするのが望ましいのか考察するなど、経済学者が本領を発揮できること(5)は少なくない。「原発の非倫理性を問うのに損得勘定を持ち込むな」「放射線被ばくの可能性がわずかでもあれば許容するな」との反論もあろう。だがこのような議論こそが、（一面の科学的真理に適うとしても）むしろ感情論に近いものであり、そこに原発推進側に付け入らせるスキがある。長期的には世論の信頼喪失になりかねない。

　少なくとも昔の日本科学者会議はこうではなかった、と感じるのは私一人であろうか。現状の日本科学者会に未来を切り開く積極性を求めること自体が、過剰期待なのだろうか。

３.反原発運動は放射性廃棄物問題に取り組むべきか、取り組まないべきか

　2022年5月21日に福井県国際交流会館で開催された「「原発のゴミ処分の責任を果たすのは誰か」県民の集い」において、パネラーとして登壇した長沢啓行は、おおよそ次のように発言した。電力消費地、原発立地、中間貯蔵施設立地、調査候補地など。最終処分場建設が話題に上ると、各地の押し付け合いになる。地域間分断を持ち込むことが確実な放射性廃棄物問題に、反原発運動は関与すべきでない。既存原発停止という一致点で各地の反原発運動が連帯すればよいのであり、その一線を越えることで自らの運動を危険にさらすようなことはすべきでない。

　フロアで私は「何を言うか」と苦々しい思いで聞いていた。しかしである。現実は長沢の言うとおりであり、有効な反論を思いつかない。原発にせよ関連施設にせよ、抽象的な一般論レベルで広範な反対世論を盛り上げることならある程度可能である。だが、具体的な地名が出てくると運動の進め方はまるで変わってくる。ALPS汚染処理水の海洋放出に反対する人たちが、貯蔵タンクを作る場所を具体的に示せないのも、同じ理由からである。

　寿都町と神恵内村が文献調査に応じる意向を示した時、北海道は最終処分場に反対だった。道内の民間団体には、禁止条例を制定して道外からの放射性物質持ち込みを禁止しようとする動きもあったが(6)、それをやればすでに中間貯蔵施設のある地域（青森県）と対立関係に入る。対馬が文献調査に揺れた2023年夏、山口県上関町は中間貯蔵施設の調査受け入れを決めた。青森県六ヶ所村と並び、使用済み核燃料搬出先の有力候補と目されており、若狭湾に数多くの原発を抱える福井県も無関心ではいられない。だが、放射性廃棄物の送り出し地域と（潜在的）受け入れ地域との間で、地域間連帯を成り立たせるのは容易な業ではない。

　たしかに、放射性廃棄物問題を棚上げすれば、各地の反原発運動の間での論争を回避し、平和を保てるかもしれない。だがそれは、問題がなくなったことを意味しない。結果として最終処分場または中間貯蔵施設が押しつけられるのは、最も立場の弱い地域である。これは自然科学的法則なみの正確さで起こる。不幸にしてそうなってしまったら、反対運動を組織できなかったあなたの地域の自己責任ですよとでも言うのか。それでは新自由主義イデオロギーと大差なくなる。

　これが示唆するのは、これまでと全く異なる思考様式を求められるテーマの出現に際し、反原発運動が重大な岐路に立たされているということである。原発問題が、結局のところ、リスクをとってでもやるかやらないか（やめるか）の選択であるのに対し、放射性廃棄物問題では最終処分場（またはそれに相当する施設）をどこにも作らせないという選択肢がそもそもない。すでに生み出してしまった「負の遺産」を、直接に責任のない者も含めて社会全体で担うべく「不利益の公正分配」を考えねばならない問題なのである。反原発運動自身が変わるのか、変わらないのか。これについて論じるために、概念的に明らかにしておかねばならないことがいくつかある。

４.受益圏と受苦圏

　例えばゴミ焼却場（この場合は一般・産業廃棄物）の建設計画が持ち上がると、候補地では激しい反対運動が起こる。ただしほとんどの人は、ゴミ焼却場そのものに反対しているのではない（それなしには大量消費型生活スタイルを維持できない）。社会全体の福祉を向上させるが立地地域に多大な負担を強いる施設（「負の公共財」という）への反対運動は、自分の家の裏庭に作られることには反対（Not In My Back Yard）との表現形態をとりがちである。そのためNIMBY型の住民運動と呼ばれる。

　自然な住民感情ではあるが、自らの居住地以外への建設は差し支えない（むしろそれを望む）という含みがある。迷惑施設の押し付け合いを回避するため、ゴミに関しては自区内処理原則が基本になっている。発生者が自分たちでゴミ処理せねばならないなら、当事者意識も高まり、ゴミ減量へのインセンティブも働く。

　ところが、恩恵を受ける人が住む地域（受益圏）と害悪を被る人が住む地域（受苦圏）が地理的に離れている場合、前者は後者の不利益に無関心になりやすい。例えば、都市部の電力消費者の多くは、自分の使う電気がどこから来ているのかも知らず、ましてや発電所立地の苦しみに思いを馳せることもない。長距離送電が可能な大規模集中型電力供給システムでは、受益圏と受苦圏の分断が構造的に発生しやすい。この事情は原発であれ、他の種類の発電方式であれ、基本的に変わりはない。

　他の迷惑施設と比較することに異論はあるかもしれないが、原発も概念的には「負の公共財」であり、それゆえNIMBY性を強く持つ。それ以上にタチが悪いのが、雇用もエネルギーも生まない最終処分場である。受益圏と受苦圏の対立どころか、受苦圏どうしの対立に転嫁されてしまっているところにこの問題の難しさがある(7)。原発立地は受苦圏だが、そこから出る使用済み核燃料を押しつけられる地域は「受苦圏の中の受苦圏」だからである。上述のような、原発立地と中間貯蔵施設の（潜在的）立地との対立、ないしは候補地同士の押し付け合いがそれに該当する。

放射性廃棄物問題の出現は、原子力政策をめぐる対立軸を変えてしまう可能性がある。原発を止めることは大前提としても、すでに生み出してしまった放射性廃棄物をどうするか。大都市住民も地方在住者も、反原発運動に携わってきた人もそうでない人も、みんながこの問題を当事者意識を持って考え、「不利益の公正分配」を実現する道を探らねばならない。

　もちろんそれは容易な課題ではない。とりわけ反原発運動には多大な緊張を強いる。ならばいっそ、既存原発を止めるという一致点で行動し放射性廃棄物問題には踏み込むべきでないという言説にも、一定の合理性はある。だが、繰り返しになるが、そのような戦略の帰結は、 (反原発運動内の分断回避と引き換えに)最も立場の弱い地域に最終処分場が「結果的に」しわ寄せされること、受苦圏の固定化を多数派世論が「結果的に」追認することなのである。

５.長期暫定保管は根本的解決にあらず

　どこかに作らねばならない最終処分場の立地選定では「不利益の公正分配」が重要との持論を披露する時、私は、 (特に反原発運動に携わっておられる方から)お叱りを受けることがある。地層処分が唯一の解決策というのは原発推進側の主張であり、それに沿うような議論はおかしい、別の選択肢を検討すべきであると。その方は次のように言う。「日本学術会議は2015年に出した提言書 (8)の中で暫定保管という対案を提示しています」。それに対する私の答えは、「あなたは本当にその提言書を読んでいますか」。

この論点はまさに、2023年11月18日の講演「放射性廃棄物問題の現状と展望／まず「読む」こと、それが議論の第一歩です」（日本科学者会議福井支部・福井県AALA共催）の主題である(9)。日本学術会議の提言書には、次のような文言がある。「提言2　暫定保管の期間は原則50年とし、最初の30年までを目処に最終処分のための合意形成と適地選定、さらに立候補地選定を行い、その後20年以内を目処に処分場の建設を行う」。提言書の副題だけを見て、地層処分(最終処分場)への対案だと早とちりしてはいけない。日本学術会議は最終処分場建設を前提しており、それができるまでの中継ぎとして暫定保管を推奨しているにすぎない（実際、諸外国の例が示すように、30～50年の準備期間はむしろ短すぎるとさえ言える）。反原発団体が少しずつ都合のよいように解釈する中で、日本学術会議提言書の当初の意図とは全く異なるイメージが流布しているのである。

　典型的なのは小野有五の議論だろう。「ガラス固化体での保管を原則「50年間すべき」、という箇所を、放射能レベルが大きく減少する「200年間すべき」であるとした点を除けば、筆者も、基本的にこの（日本学術会議）提言を支持するものである」(10)。

　「50年」か「200年」か、暫定保管期間の長短が問題なのではない。小野有五は日本学術会議提言書を引用しているが、両者の根本思想は全く異なっている。地質学の見地から、このように主張するのは正当である。しかしそこから導かれる具体的提案には、賛否が分かれよう。「青森県との協定を守り、中間貯蔵されているガラス固化体と再処理されていない使用済み核燃料をすべて発生源である各原発に戻し、各原発の敷地内で乾式貯蔵するのが、もっとも合理的である。・・・その後、地層処分するかどうかは、その時点で改めて検討すべきことがらである」(11)。原発立地の人たちは、原発停止後の200年にわたり自分たちのふるさとを「核のゴミ置き場」にするために運動しているのではない。そもそも大都市圏の電力需要を賄うために作った原発なのに、発生源だからそこへ送り返せとは何事か。

　反原発運動が地上での長期暫定保管案に一見好意的(12)なのは、（長沢啓行も言うように）最終処分場の押し付け合いが運動内部に分断を生じさせることを警戒するためである。だが、残念ながら、暫定保管の場合でも「そのための施設をどこに作るのか」という問題を回避することはできない。かくして議論はもとの地点に戻ってくる。すでに生み出してしまった放射性廃棄物を「どこかで」保管せねばならないなら(最終処分場なのか暫定貯蔵施設なのかは、今や、純粋に言葉の問題である)、場所の選定に際して「不利益の公正分配」を損なわないためにはどうすればよいのか。こうした視点の重要性については、私の見解を批判していた人にも同意してもらえるものと思う。

なお、欧米諸国で最終処分場という場合、「取り出し可能」な監視付き地下施設のことを指すのが近年の主流である。日本では原発推進側が「埋め捨て」型最終処分場に固執し、批判者側がその非合理性・非倫理性を暴き立てるという二項対立は、世界スタンダードから数十年遅れた議論である（ついでながら、批判勢力が暫定保管案に逃げ込むという姿勢も）。こんなことに時間と労力を浪費するのは、反原発運動にとっても不幸なことだろう。

６. 「建設的IMBY」という問題提起

　何とも言えない徒労感に押しつぶされそうな現実である。だが、私たちは、前掲の問いに正面から格闘し得る地平に来ている。放射性廃棄物問題は、これまでと異なる思考様式を要求する。最終処分場（またはそれに相当する貯蔵施設）をどこにも作らせないという選択肢はない。「受苦圏同士の争い」を超え、「不利益の公正分配」に適うかたちで地域間連帯を創出すべく、反原発運動自身が変われるのか、あるいは変われないのか。

　海外の文献資料の中に、「建設的IMBY」という言葉を見ることがある。ブルンネングレーバーによれば、最終処分場問題に社会全体で取り組むべきとの認識が共有されるなら、手続きの公正性が中心テーマとなり、NIMBYも「建設的IMBY」に転化できるかもしれない(13)。理論的思考実験ならともかく、現実政治的には楽観的過ぎるとの批判はあろう。迷惑施設押しつけへの批判的言説は、社会共同体成員による負担の分かち合いと同義でないし、ましてやそれを自分たちの地域に受け入れることとは相当の距離がある。どこかに建設する以上、誰もが同じだけ負担するという意味での「不利益の公正分配」ではもはやないのだから、次善の策として経済的補償による調整は、一概に否定されるべきではない。とはいえ、自発的な受け入れ（IMBY）は補償措置と結びつくことが多く、それはそれで重要だが紛争回避の王道ではないとのディ・ヌッチの議論(14)には苦悩が滲む。

実は「建設的IMBY」論と類似の主張なら、日本の言説空間でもなされたことがある。福島（原発事故）と沖縄（米軍基地）に戦後日本の「犠牲のシステム」に共通した植民地支配関係を見出す高橋哲哉(15)は、その後の著作で「本土」による沖縄米軍基地の引き取りを提唱する(16)。これを受けるかたちで、いくつかの市民団体が米軍基地誘致運動を展開した(17)。予想されたことだが、このような主張は多数派世論に受け入れられないばかりか、無視ないしは激しいバッシングの対象にさえなった。NIMBY問題を自発的受け入れの論理で超克することの困難さを示す例である。

　寿都町と神恵内村が文献調査に応じる意向を示した時、あたかも北海道の一部自治体のみの問題であるかのような全国メディアの報道姿勢に唖然とした。原子力政策の「負の遺産」は社会共同体の全員で引き受けていかねばならないにもかかわらず、著しく当事者性が欠如しているのである。対馬関連のニュースにもそのような側面は否めないとはいえ、比田勝市長の決断により文献調査を受け入れなかった後には、マスコミの論調にも微妙な変化が見受けられた。財政基盤が脆弱な地方自治体をカネで釣るやり方が破綻したという反省は、これまではめったに聞かれなかったことである。

　放射性廃棄物問題がいよいよ待ったなしになっていること。それは人々の意識にも変容を迫る。いや、そうでなければならない。だからこそ反原発運動に携わる者は、従来の殻を打ち破って新しい思考様式へと踏み出さねばならない。現実はどうか。はからずもその試金石となったのが、ALPS汚染処理水問題である。

もしみんなが当事者意識を持って考えていたら、どこにタンクを作るのか言及せずに（自らの地域も責任の一端を引き受ける用意なしに）海洋放出絶対反対を唱えるといった、どこか他人事で上から目線の議論がなぜできるのか。日本科学者会議の声明案も含め、反原発団体の主張に私が感じた違和感の正体は、変わらねばならないのに変わらない（変われない）現状へのもどかしさなのかもしれない。

７.おわりに―反原発運動は変われるか

　燃料デブリの取り出しもままならず、汚染水がたまり続ける福島第一原発。苦肉の策としてのALPS処理水海洋放出。せめて既存原発を停止してこれ以上放射性廃棄物を増やさぬようにすべきなのだが、政府がやっているのはそれとは正反対のことである。2023年5月の原子力基本法改正（60年超原発の運転も可能にするGX束ね法案の一環）では、原発の活用は「国の責務」と明記された(18)。

　かつて言われたような原発の経済性が否定された今、地球温暖化防止のためにCO2を出さない原発をというのが、原発推進論者の最大の謳い文句である。この言説は、一部の環境保護運動や若い世代にも一定の反響がある。岸田政権の「GX基本方針」は、脱炭素化という世界的トレンドに「原子力ムラ」の利権を接ぎ木したパロディにすぎない。無節操な政府を持つ私たちの不幸か。そうかもしれないが、放射性廃棄物問題のテーマ化という新局面において、反原発運動の側が変わらねばならないことも、この間の経験から学んだ。

「不利益の公正分配」を念頭に置いて、地域を越えた連帯をいかに作り出すか。既存原発を止めよとの一致点での各地の反原発運動の協力はさほど困難ではないが、放射性廃棄物問題では必ずしも合意があるわけではない。ましてや最終処分場（またはそれに類する貯蔵施設）立地が絡むと運動内に分断を招くおそれがあるから、この問題への関与は極力避けた方がいいとの意見もある（運動の現場では無意識のうちにそうしている）。だが、反原発運動の側が、放射性廃棄物問題の出現によりもたらされた状況変化の中でこれまでの運動スタイルをアップデートしないなら、脱原発社会の構想という重い課題を背負っていくことはできない。

「不利益の公正分配」のための方策は、例えば迷惑施設をあえて引き受けるという草の根の意識変革運動とともに、言葉の狭い意味での批判「理論」の精緻化、新しいグランドセオリーの構築というかたちでもなされねばならない。それがどこまで成功しているのかは、私自身、研究者として心許ないが、萌芽的試みはある。本稿の最後に、最近読んで感銘を受けた書物の一節を引用しておきたい。

「どの体系的な理論から始めようと、結論は同じだ。資本主義によって構成された社会は、生態学的な矛盾をDNAに有している。その社会は、“自然災害”をとつぜん引き起こすおそれがあり、実際、定期的に大災害が起きる。だが、資本主義社会の歴史を通して偶発的に起きたことはない。生態学的危機を引き起こす傾向を、最初から組み込んでいるのだ。それは資本主義社会の様式の本質として、つねに生態系の脆弱性を生む。重大でない場合もあれば、人目につかない場合もある。だが、脆さは時とともに積み上がり、やがてティッピング・ポイント（転換点）に達して爆発し、被害が誰の目にも明らかになるのだ」(19)。

参考文献・注

1. 本稿では、核兵器由来の放射性廃棄物や、医療・工業・研究用の放射性物質については考察対象にしない。
2. 地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力が強いほど高くなり、1を超える団体は普通地方交付税の交付を受けない。
3. 総務省のデータに基づく資料が、長崎県ウェブサイトの「令和3年度財政状況資料集（県内市町）」に掲載される。
4. 原問研声明と並び、日本科学者会議近畿地区会議が「福島第1原発事故汚染水（ALPS処理水）の海洋放出の即時中止を求める」を9月11日付けで出している。論点や方向性は原問研声明とほぼ同じだが、地学団体研究会の調査研究に基づく「広域遮水壁」の提言が含まれることなどが注目される。
5. 大島堅一は、原発のコストを計算し、それまで原発推進派により喧伝されていた原発の経済性が虚構にすぎないことを明らかにした。経済の論理を逆手にとることで、反原発運動に貴重な理論的基礎を与えた例である。
6. 北海道地方自治研究所放射能汚染土壌利活用防止条例制定研究会「放射性廃棄物処理施設立地等回避条例の論点」（『北海道自治研究』625号、2021年2月）。
7. 中澤高師「受益圏と受苦圏の分離がもたらす不公正問題」（今田高俊・寿楽浩太・中澤高師『核のごみをどうするか／もう一つの原発問題』岩波書店、2023年、第6章）161頁。
8. 日本学術会議高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言／国民的合意形成に向けた暫定保管」（2015年4月24日）。
9. 講演会のyoutubeリンクが入ります
10. 小野有五「寿都町、神恵内村で明らかになった「核のゴミ」地層処分の問題点」（『科学』91巻1号、2021年）102頁。
11. 前掲論文101頁。なお、日本学術会議の提言書は、負担の公平性の観点から、暫定保管施設は原子力発電所立地点以外での建設が望ましいとしている（提言4）。
12. 「日本学術会議は、2015年4月にフォーローアップの提言を公表し、その中で「暫定保管の期間は原則50年とし、最初の30年までを目処に最終処分のための合意形成と適地選定、さらに立地候補地選定を行」」うとしているが、「あらかじめ30年とか50年と区切りをつけても、その間に地層処分が安全に行えるようになるとの保証はありません。・・・となれば期限を付さない長期的な保管を前提に代替案を考えるべきです」（2023年5月27、28日に札幌市で開催された原水爆禁止日本国民会議・原子力資料情報室・北海道平和運動フォーラム主催「どうする原発のごみ？全国交流集会」で配布された資料集巻末の「提言案」より）。
13. Achim Brunnengräber, *Ewigkeitslasten: Die „Endlagerung“ radioaktiver Abfälle als soziales, politisches und wissenschaftliches Projekt - eine Einführung*. 2015, Baden-Baden: Nomos, p.109.
14. Maria Rosaria Di Nucci, “Voluntarism in Siting Nuclear Waste Disposal Facilities: Just a Matter of Trust?” in: Brunnengräber, Di Nucci (eds.), *Conflicts, Participation and Acceptability in Nuclear Waste Governance: An International Comparison Volume III*. 2019, Wiesbaden: Springer VS, p.165.
15. 高橋哲哉『犠牲のシステム　福島・沖縄』（集英社、2012年）。
16. 高橋哲哉『沖縄の米軍基地／「県外移設」を考える』（集英社、2015年）。
17. 詳細は福本圭介「基地引き取り運動とは何か?／植民地主義を変質させる自治の力!」（『月刊むすぶ』第557号、2017年）等参照。
18. 2023年10月14日『朝日新聞』3面「関電の搬出計画受け入れを表明」より。この記事は、使用済み核燃料県外移出を老朽原発稼働の条件とする福井県と国および電力会社とのやりとり、中間貯蔵施設建設計画をめぐる動向などに言及する。
19. ナンシー・フレイザー『資本主義は私たちをなぜ幸せにしないのか』（ちくま新書、2023年、江口泰子訳）149～150頁。

「ALPS処理水」の海洋放出は許されない（2023年8月9日　日本科学者会議原子力問題研究委員会）

私たちは、私たちは、東京電力福島第１原子力発電所の事故（2011年）やスリーマイル島事故（1976年）やチェルノブイリ事故（1986年）などの重大事故について、人為ミスや自然災害に起因する事故の原因を科学的に究明し、事故防止の教訓を明らかにしてきました。同時に、国と電力会社の原発推進策の誤りを批判し、責任を追求してきました。しかし、国は、1953年の国連におけるアイゼンハワー・米大統領の原子力平和利用の演説を受けて、「原発安全神話」を形成しながら、科学者や住民の声を聞くことや、科学的な説明もしないまま、国策の名で原発推進の道を暴走してきました。

ここで原発安全神話とは、５重の壁という「多重防護」やＩＡＥＡ（国際原子力機関）による「深層防護」を指しますが、それらは、「万が一にも起きない」とされていた重大事故が米国・ソ連・日本で起きた現実によって、完全に崩壊したはずでした。すなわち、重大事故により放射性物質が環境に放出され、生命体は被ばくし、直接・間接に死傷しました。原発の危険性は、原子爆弾と同様に、放射線に起因することが明らかになったはずです。

福島原発事故の後、ドイツは脱原発の道を選びました。日本も原発縮小の方針を固めました。しかし、あろうことか、岸田文雄政権は、原発安全神話をさらに強化し、福島原発事故の教訓を踏まえず、今年（2023年）５月にＧＸ推進法を成立させ、原発回帰へと進みました。そして、今、「ＡＬＰＳ処理水」(政権による造語：ＡＬＰＳ処理された放射性汚染水)を海洋へ放出しようとしています。ＩＡＥＡは、決して科学的な第３者検査機関でも、責任を持つ機関でもありません。ＩＡＥＡのレビュー報告に呼応して海洋放出を進めるのは大間違いです。

政府は、ＡＬＰＳ処理水による生命体への放射線影響がないことを科学的に証明しないまま、安全だとしています。また、ＡＬＰＳ処理水を海水で希釈するので、放射能濃度は十分低いから安全だというが、それは汚染物質の総量規制原則に反しています。

政府が「海洋放出」と言い、「海洋投棄」と言わないことも疑問です。汚染物質の「海洋投棄」は、ロンドン条約に違反します。安倍晋三・元首相や岸田文雄首相らの言葉には、「嘘・隠蔽・捏造」による新造語が多く、信頼を置けません。

「ＡＬＰＳ処理水」の海洋放出は許されません。「海洋放出」に代わる「大型タンクによる陸上での保管」などの科学的な他の方法を検討するべきであると、強く主張します。

放射性廃棄物最終処分場「文献調査」に応募しないという対馬市長の決断を支持する

　（2023年10月2日　日本科学者会議原子力問題研究委員会　日本科学者会議長崎支部）

2023年9月27日、長崎県対馬市の比田勝尚喜市長は、同市が放射性廃棄物最終処分場「文献調査」に応募しないという意向を、市議会に対して表明しました。私たち日本科学者会議は、比田勝市長の素晴らしい決断を評価するとともに、破綻した原子力エネルギー政策の「負の遺産」を押しつける国家プロジェクトに抗しての対馬市民の粘り強い努力に敬意を表します。

ことの発端は、本年6月、文献調査を求める人たちとそれに反対する人たちが、市議会にそれぞれ請願書を提出したことにあります。8月16日に開かれた最終の請願審査特別委員会は、文献調査を求める人たちが出した請願書を9対7で可決しました。これを受けた9月12日の市議会本会議での採決結果は、10対8でした。すなわち、市議会では賛否が拮抗したため、最終決断を委ねられた市長は市民の合意形成が不十分として応募しない考えを示したわけです。全般的に見れば、このような熟議過程は地方自治と民主主義のお手本といえます。それゆえ、日本政府は、対馬市長の決断を重く受け止めるべきです。

原発を推進する人たちおよび政府は、おそらく、反転攻勢を仕掛けてくるでしょう。一部では、対馬市の選択が地域エゴとでもいわんばかりの言説が流布するかもしれません。ほんとうは、周辺地域を犠牲にした国策こそが非難されねばならないのに。私たちは、透明性ある手続きと公衆参加による健全な世論形成を支持するとともに、放射性廃棄物問題の民主的解決のための模索を引き続き行う決意を、ここに表明します。